三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
船石川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第二百五十七号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本字南宮田
六九三八番二六地先海浜地　一号及び四号
六九三八番一二　二号及び三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大馬越川3
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名
字黒武者　三五八六番二　一号
三五八六番二地先道路敷　二号
三五八〇番一　七号
字久辺
三六二六番一　三号
三六三五番　四号
三六三三番三　五号
三六三二番一〇　六号
三六二九番　八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
重崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
鹿児島県出水郡長島町獅子島字須舞取
四三二〇番
四三二四番
四三二〇番一
四三三三番及び四三三四番
四三三六番
四三三六番一
四三三七番
四三三八番一
四三三九番一から四三三九番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県出水郡長島町獅子島字須舞取
四三二七番二　一号
四三三〇番　二号
四三三〇番一　三号及び四号
四三四〇番一　五号及び六号
四三四〇番三　七号
四三四三番　八号
四三四〇番　九号から十一号まで
四三四四番　十二号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
第二中網代川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成六年建設省告示第二千三百四十七号で指定した同号十二に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県出水郡長島町獅子島
字中網代　一四〇〇番　一号
一三九七番一　二号から四号
一四〇九番三　五号から七号
一四一六番一　八号
一四〇九番二　十号
一四〇八番一　十一号及び十四号から十六号
一四〇〇番一　十二号及び十三号
一四三五番　九号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
字村平
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
幸田川
鹿児島県奄美市住用町大字市字村上
一三三二番及び一三三三番
一三三五番
一三三六番
一三三七番から一三五〇番まで
一三五二番から一三五五番まで
一三五七番から一三六〇番まで
一三六三番から一三六八番まで
一三七〇番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県奄美市住用町大字市字村上
字中里　七〇番一　一号
七二番一　四号
七一番　五号及び六号
六九番一　七号
字村上　一三五二番　二号
一三三六番一　三号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
第2内ノ野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県垂水市新御堂字湯ノ谷
一三三九番一　一号
一三四七番　二号から五号
一三四二番一　六号から八号
一三四六番一　九号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
仕明谷川4
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
鹿児島県日置市東市来町養母字夫婦楠
九一二三番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第七百三十三号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県
鹿児島市郡山岳町
三二五〇番五　一号
三二四七番一　二号
日置市東市来町養母
字夫婦楠　九一二三番二　三号
九一二二番四　四号

○国土交通省告示第九百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年八月二十九日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野下川4
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野
字阿母峠　七九三八番五
字西ノ迫　七九八七番
七九八七番三
七九八八番一
七九八八番七から七九八八番九まで
七九八八番一一及び七九八八番一二
八一〇六番三及び八一〇六番四
字中木屋
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上手川（2）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県薩摩川内市高城町字丸田平
三五九二番
三五九九番
三六〇〇番
三六〇四番
三六〇四番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県薩摩川内市高城町字丸田平
三五八六番地先河川敷　一号
三五九二番　二号
三六〇四番一　三号
三五九七番一　四号
三五九五番三地先道路敷　五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
さつま宇都川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷
鹿児島県薩摩郡さつま町白男川字穴ノ城
二二五九番六から二二五九番九まで
二二六六番三
二二七〇番二及び二二七〇番四
二二七二番
二二七三番一から二二七三番六まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県薩摩郡さつま町白男川字穴ノ城
二二八五番　一号
二二七〇番四　二号
二二七二番　三号
二二七四番一　四号